

## 選択的夫婦別姓制度の導入について早期の審議を行うことを求める意見書

2024年10月29日、国際連合の女性差別撤廃委員会は、女性差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府報告書に対して、総括所見を公表した。その中で、女性が婚姻後も旧姓を保持できるよう夫婦の姓の選択に関する法律を改正することを勧告した。この勧告は、2003年7月以降4回目の勧告となる。

一方、2024年6月18日には、日本経済団体連合会から「選択肢のある社会の実現を目指して」選択的夫婦別姓の早期実現を求める提言書が提出された。

この中で、現代社会では、男女ともに生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから結婚を迎えるケースも多く、改姓によるキャリアへの影響が指摘されている。また再婚も増加傾向にあり、再婚時の子どもの苗字をめぐる困りごとも増えている。政府は通称使用の拡大に向けた取組を進めているが、ダブルネームを使い分ける負担や管理コストの増加、そして、国際社会での混乱を招いている。選択的夫婦別姓制度は、誰もが改姓による不利益、苦痛を感じることなく結婚・出産でき、老後も法的な家族として支え合い、更には「自分の名前で生きたい」という人権、かつ、個人のアイデンティティを尊重できる社会の実現につながる。選択的夫婦別姓はあくまで希望者に新たな選択肢を示すものであり、家族の在り方の議論としてではなく、国民一人一人が活躍できる社会を実現することは国の責務である。

精華町では、2013年に「精華町男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向け、町民一人一人が自立した個人として生き生きと暮らせるまちの実現のために取り組んできた。条例の基本理念にも「性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行が改善され、住民が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること」とある。

国内の実情及び国際社会の動向を踏まえ、個人の選択に寛容な社会を確立し、男女がともに活躍できる社会実現のためにも、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度の導入について早期の審議を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年12月19日

京都府精華町議会  
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣  
官房長官